平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで				平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで				平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで				平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで				平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで			
学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇三	一・一七	一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇二	一・一五	一・〇二	一・一五	一・〇二	一・一五
一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一六
〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇八
〇・九六	一・〇九	〇・九六	一・〇九	〇・九六	一・〇九	〇・九六	一・〇九	〇・九六	一・〇七	〇・九六	一・〇七	〇・九六	一・〇七	〇・九六	一・〇七	〇・九六	一・〇七	〇・九六	一・〇七
〇・九三	一・〇四	〇・九三	一・〇四	〇・九三	一・〇四	〇・九三	一・〇四	〇・九三	一・〇五	〇・九三	一・〇五	〇・九三	一・〇五	〇・九三	一・〇五	〇・九三	一・〇五	〇・九三	一・〇五
〇・九一	〇・九七	〇・九一	〇・九七	〇・九一	〇・九七	〇・九一	〇・九七	〇・九一	〇・九七	〇・九一	〇・九七	〇・九一	〇・九七	〇・九一	〇・九七	〇・九一	〇・九七	〇・九一	〇・九七

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで				平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで				平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで				平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで			
学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
一・〇八	一・二二	一・〇七	一・二五	一・〇三	一・〇三	一・〇二	一・〇二	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
一・一〇	一・一七	一・一〇	一・一七	一・〇一	〇・九九	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・一二	一・一七	一・一四	一・一〇	一・〇一	〇・九九	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・一二	一・一四	一・一〇	一・〇八	一・〇一	〇・九九	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から平成二十九年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から平成二十九年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

○文部科学省告示第五十二号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

文部科学大臣　松野　博一

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、三三三円	一三、二八七円
二十五歳以上三十歳未満	五、八九四円	一三、九五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、二三三円	一六、四五六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六五四円	一九、一五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、八九三円	二一、二七九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三一円	二四、二六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、七九二円	二五、六三〇円
五十五歳以上六十歳未満	六、一九一円	二四、九七六円
六十歳以上六十五歳未満	五、〇〇九円	二〇、二九七円